第９期大田区男女共同参画推進プラン取組計画（概要）【令和８年度】

資料9

事業No.	事業	事業の内容	令和８年度取組	所管課
5	男女共同参画に関する啓発	アンコンシャス・バイアスなど、性に基づく固定的な役割分担意識を解消するため講座や展示等による啓発を進めます。	アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）等に関する展示を男女共同参画週間に合わせ、大田区本庁舎及びエセナおおたで開催します。また、幼年期から男女共同参画の意識を醸成するため、こどもへの男女共同参画推進事業の実施回数を1回実施します。エセナフォーラムでは区民活動団体と協働してワークショップ・展示等を企画・開催、併せてスマイル大森地下多目的室にて講演会を実施し、幅広い世代へ男女共同参画の情報発信を行います。	人権・男女平等推進課
9	男女平等の視点に立った社会教育事業	社会教育・生涯学習事業の実施において、男女共同参画の視点で取り組みます。	男女共同参画の視点を学習課題に取り上げた社会教育を推進します。 ・家庭教育学習会等の開催：５事業 ・家庭教育コラムの発行　：３回	教育総務課
14	区立学校における多様な悩みのある児童・生徒の支援	ヤングケアラーやＬＧＢＴＱなど多様な悩みのある児童・生徒が、それぞれの悩みに応じた相談や支援につながるとともに、安心して学校に通い、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばす教育を受けられるように支援します。	小学校第５学年、中学校第１学年の児童・生徒に対するスクールカウンセラーの全員面接を年１回実施します。 年間３回以上のいじめ等学校生活に係るアンケートを実施します。 各月１回、教育委員会、各校の生活指導主任、警察署等関係機関の連携会議を実施します。	指導課
17	相談・情報提供	多言語相談窓口において、生活相談や生活情報支援を行います。また、区や国際都市おおた協会のホームページ等において、外国人区民が必要とする災害時情報等を発信します。	多言語相談窓口を設けます。 ・対応時間：月曜～金曜 午前10時～午後５時 ・対応言語：５か国語（別途多言語通訳タブレットによる８か国語） ホームページの整備を行います。	地域力推進課
20	区民への多様な性に関する啓発	性的指向や性自認による差別を防ぐため、ポスター展やホームページ等により広く啓発を進めます。	区報のコラムによる啓発を1回掲載します。 区ホームページにおける「多様な性のハンドブック」に掲載します。	人権・男女平等推進課
29	被害の早期発見及び相談	各種相談事業において、被害者の状況に合わせて相談を受け、関係機関と連携を図ることで適切な機関に早期につなげます。 （ＤＶ相談ダイヤル）	被害者の適切な相談支援を行うため、７月から専門的知識を保有する事業者に委託し、DV相談ダイヤルの夜間土曜祝日実施への変更、チャット相談の開設により、相談体制の拡充を行います。 ・DV相談ダイヤル（電話）：月曜～金曜　午後５時～午後８時、 土曜　午後１時～午後７時 ・チャット相談：月曜～金曜　午後５時～午後８時、 土曜　午後１時～午後７時	人権・男女平等推進課
30	被害の早期発見及び相談	被害者の状況に合わせて相談を受け、適切な機関に早期につなげます（女性相談支援員による相談）。	各生活福祉課に女性相談支援員を配置し、相談内容を的確に捉え、必要な支援を行います。また、『大田区DV相談ダイヤル』と連携し、相談から支援へ速やかな対応を行います。	各生活福祉課
41	配偶者暴力相談支援センターの運営	庁内の手続きや相談窓口において、ＤＶ被害者を認識し、適切な相談窓口等につなぐなど、ＤＶ被害者への的確な対応のために必要なスキルを身につける研修を全職員を対象に実施します。	被害者支援を最優先とし、DV相談ダイヤル及びチャット相談窓口の効果的な実施のため、相談員や委託事業者との情報共有を適切に行います。また、生活福祉課と定期的な連絡会等と通し、積極的な連携を図るとともに、庁内外への啓発を実施します。 ・（４～６月）相談員打合せ会を３回、（７月～）定例報告会を５回以上実施します。 ・女性相談支援員連絡会に12回参加します。 ・庁内職員向けDV防止研修を1回実施します。	人権・男女平等推進課
47	こども・若者相談及び居場所事業	様々な困難を抱える区内在住・在勤・在学の概ね15歳から39歳までのこども・若者及びその家族を対象に、相談窓口を設置し、関係機関と連携して適切な支援につなげます。また、気軽に立ち寄れる居場所を併設し、交流や体験活動を通じて社会的自立を支援します。	相談連携先として、たんぽぽ相談やDV相談ダイヤルの相談員向けに事業説明及び施設見学を１回開催します。 「たんぽぽ相談」やエセナおおたの広報物を施設に配架し、相談先として紹介します。	おおたこども家庭センター

事業No.	事業	事業の内容	令和８年度取組	所管課
51	支援調整会議等による連携体制の構築	支援調整会議等により関係機関で情報を共有するとともに、個別事例の対応を協議し、相談者の意思に寄り添った適切な支援につなげます。	女性支援に関する情報共有、連携体制の構築などを目的とした支援調整会議（個別支援会議、実務者会議、代表者会議）を実施します。 ・実務者会議を12回、個別支援会議を必要に応じて開催します。	人権・男女平等推進課 ・ 各生活福祉課
54	女性資格者等の養成	防災分野における女性資格者等（女性防災士、防災コーディネーター、女性防災リーダー、防災スペシャリストなど）を養成します。	初めて防災を学ぶ方に向けた「防災ウーマンセミナー」や、防災活動の核となる人材を育成する「防災コーディネーター研修」など、東京都が実施する研修の受講を推奨します。これらの研修により、女性が防災・復興の現場で主体的に関わるための知識・技術や役割の担い手を育成し、地域の防災活動の推進につなげます。 また、研修の実施に関する情報は、「大田区地域力推進会議」や「地区地域力推進会議」等の機会を通じて周知します。	防災危機管理課
62	女性の就労支援・就労継続支援事業	様々な分野で女性が希望を持ってチャレンジできるよう再就職や起業に関する講座を開催し、就労を支援するとともに、就労継続につながる講座を実施します。	女性のための就労継続支援事業を２回実施します。 女性のための再チャレンジ実践事業を1回実施します。	人権・男女平等推進課
69	一時預かり保育事業	家庭において、緊急又は一時的に保育が困難となった児童を、区内保育施設等で保育します。また、保護者の用事やリフレッシュ等に利用できる一時預かり事業を実施します。	■子育ち支援課 萩中児童館及び田園調布本町児童館東嶺町分室において引き続き一時預かり保育事業を実施します。 ■こども家庭支援センター 保護者の用事やリフレッシュ等理由を問わずに利用できる一時預かり事業を一時預かり専用保育室３施設（おおたこども家庭センター所管）で実施します。生後５か月から就学前までのこどもを１時間単位で預かります。 ■保育サービス課 緊急一時保育を区立保育園37園・私立保育園33園で実施します。 一時預かり保育（保育園）を20施設で実施します。	子育ち支援課 ・ おおたこども家庭センター ・ 保育サービス課
78	子育て相談	子どもや家庭に関する総合的な相談体制や、育児についての不安や悩みの相談に応じます。また、子育てひろばでは、親子がゆったり過ごしながら気軽に相談でき、親子での交流や情報交換の場とします。 さらに、保育を必要とする保護者や在宅で育児をしている保護者、出産予定の方からの相談に応じ、ご家庭の状況に合った保育施設や子育て支援情報の提供、育児相談を行います。	子育てひろば（保育園併設）を5施設で実施します。 保育サービスアドバイザーが下記のとおり相談を実施します。 ・窓口相談・電話相談：平日8：30～17：15 ・オンライン個別相談：17回（各４組） ・動画配信（入所に関するご案内・はじめての保育園）	保育サービス課
95	男女平等の視点に立った採用や昇任に係る取組	職員の採用や昇任に関し、性別にかかわらず意欲・実績・適性などの視点を踏まえて適切に実施します。併せて性別にかかわらず昇任意欲の醸成と受験勧奨に取り組みます。	採用試験及び採用選考 ・特別区人事委員会が実施する採用試験（選考） ・区が実施する採用選考 昇任選考及び昇任能力実証 ・管理職選考、係長職昇任能力実証　等 職員の主体的な成長に向けたキャリアデザイン支援に関する取組の企画・実施（各種休暇等の取得支援に関する取組の企画・実施を含む。)します。	人事課
100	男性の家事・育児・介護参画講座	男性の家事や育児、介護などへの参画を促すため、実践的な内容を取り入れた講座を開催します。	乳児・幼児と父親向け事業を4回実施します。 講座を２週連続で実施し、１回目は乳幼児と父親がともにベビーダンス等を体験、２回目はパートナーとともに家庭・育児への参画を学ぶ講義とします。連続講座で学ぶことにより、父親同士のネットワークづくりや家庭内の性別役割分担意識解消に寄与します。	人権・男女平等推進課
101	男性向け意識啓発事業	既婚男性だけでなく独身男性も対象とした男性学講座を開催します。男性がジェンダー視点を学ぶことで、男女共同参画の意識啓発を推進します。	男性向け男女共同参画意識啓発事業を2回実施します。 男性が働き方や人間関係の問題の背景にはジェンダーの問題があることに気づき、「男らしさ」にとらわれず自分らしい生き方を考えるきっかけとすることを目的とする男性学事業としても位置づけています。	人権・男女平等推進課
106	セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（ＳＲＨＲ）の啓発講座等	セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）を学び、妊娠や出産、ジェンダー特有の健康課題について知るセミナーを開催します。	セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（ＳＲＨＲ）の啓発事業を1回実施します。 エセナフォーラムでの講演会をＳＲＨＲをテーマに開催します。 また、健康政策部との事業連携を行います。	人権・男女平等推進課

事業No.	事業	事業の内容	令和８年度取組	所管課
107	エイズ及び性感染症の予防対策	エイズ及び性感染症の予防のための電話相談、来所相談、抗体検査、保健指導を実施します。また、エイズ及び性感染症の予防や患者に対する偏見・差別の撤廃のための正しい知識の普及啓発事業を実施します。	HIV及び性感染症の検査を月２回、HIV及び梅毒の即日検査を年２回実施します。 普及啓発を目的として、エイズ予防月間（11月16日から12月15日）に区報等による周知とパネル展を開催します。二十歳のつどいで普及啓発用パンフレット等を配布します。 区立中学校向けの講演会で予防啓発活動を実施します。	感染症対策課
113	産後ケア事業	産後１年未満の母親の身体的、心理的な安定を図るため、訪問・外来型、日帰り型、宿泊型、グループケア型による支援を行います。	訪問・外来型、日帰り型、宿泊型、グループケア型による産後ケアサービスを提供します。 ホームページの整備を行います。	健康づくり課